

# 秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する実施要領

平成30年2月26日 森-2085

## 1 登録・公表の目的

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者・事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、林業経営の委託先や森林施業の事業実行者を選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで経営能力等を広く公表することにより、経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

## 2 林業経営体の登録

(1) 県内に主たる事業所を持つ林業経営体は、県内において、造林、保育、伐採その他の森林における施業を実施する場合は、知事の登録を受けることができるものとする。

## 3 登録の申請

(1) 2(1)の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる①～⑩を記載した様式1-1、1-2による申請書を、当該登録申請者の事務所の所在地を所管する地域振興局長(以下「局長」という)に正副各1部を提出するものとする。

ただし、登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)であって、3(1)の②から⑦に掲げる事項のうち、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一であるものは、その記載を省略できるものとする。

- ①基本情報(主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)
- ②組織に関する情報(職員数等)
- ③雇用管理体制に関する情報(雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等)
- ④技術者・技能者数に関する情報
- ⑤資本装備に関する情報(林業機械保有台数)
- ⑥事業量等に関する情報(素材生産、造林等)
- ⑦事業区域に関する情報
- ⑧主伐後の再造林の確保に関する情報
- ⑨生産管理の取組に関する情報
- ⑩原木の安定供給・流通の合理化等の取組に関する情報

- ⑪造林・保育の低コスト化の取組に関する情報
- ⑫伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ⑬雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- ⑭実施事業の成績評定結果等に関する情報
- ⑮その他知事が定める情報

(2) 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は①から⑥に掲げる書類の提出を省略できるものとする。また、県が別途確認できる場合は、⑦、⑧に掲げる書類について、提出を省略することができるものとする。

- ①登記事項証明書
- ②納税証明書
- ③労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
- ④労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑤就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
- ⑥直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
- ⑦事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
- ⑧行動規範を作成している場合は、その写し
- ⑩その他知事が定める書類

(3) 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができる。

#### 4 申請書の進達

局長は、申請書及び添付資料の内容を確認し、様式2-1により、申請書及び添付書類の正本及び様式2-2の内容確認表を提出する。

#### 5 登録の実施

(1) 知事は、3による申請があつた場合において、当該申請の内容が知事の定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を様式3の経営体名簿に登録するものとする。

- ①3(1)の①から⑮までに掲げる事項
- ②登録番号及び登録年月日
- ③登録情報の変更年月日

(2) 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式4により登録

申請者に通知するとともに、局長に様式5-2による登録一覧表を様式5-1により通知する。

- (3) 知事は、前項の規定にかかわらず、林業経営体名簿を公表することをもって同項の通知に代えることができるものとする。

## 6 登録の有効期間

- (1) 5(1)の登録の有効期間は5年とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体(以下「登録経営体」という。)が3(1)及び(2)により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。
- (2) 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

## 7 変更の届出

- (1) 林業経営体名簿に登録された林業経営体は、3(1)の①に掲げる事項に変更があったときは、様式6により局長に正副各1部を届け出るものとする。
- (2) 登録経営体は、3(1)の②から⑮に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、様式6により局長に正副各1部を届け出ることができるものとする。
- (3) 局長は5(1)及び(2)の変更申請があったとき、内容を確認し知事に様式7により進達する。
- (4) 知事は、(1)及び(2)の規定による届出があった場合において、その内容が知事の定める登録基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- (5) 上記(1)及び(2)の規定による届出については、3(2)による規定を、上記(4)の規定による登録については5(2)及び5(3)の規定をそれぞれ準用する。

## 8 林業経営体名簿の公表等

- (1) 知事は、林業経営体名簿を公表するものとする。

## 9 登録の取消

- (1) 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

①登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

②登録経営体からの申出があった場合

③登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合

④その他知事が定める場合

(2) 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式8により登録経営体に通知するものとする。ただし、①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く

#### 参考 登録申請書提出先

地域	提出先	住 所	電 話
鹿角	鹿角地域振興局農林部森づくり推進課	鹿角市花輪字六月 1	0186-23-2275
北秋田	北秋田地域振興局農林部森づくり推進課	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1445
山本	山本地域振興局農林部森づくり推進課	能代市卸指南町 1-10	0185-52-2181
秋田	秋田地域振興局農林部森づくり推進課	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3381
由利	由利地域振興局農林部森づくり推進課	由利本荘市水林 366	0184-22-8351
仙北	仙北地域振興局農林部森づくり推進課	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-6113
平鹿	平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	横手市旭川一丁目 3-41	0182-32-9505
雄勝	雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-5111

様式 1 - 1

年 月 日

秋田県知事 あて

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

( 認定事業主の有無 有 無 )

\*該当する方に○をつけること

### 林業経営体名簿への登録申請書

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び別紙の林業事業体に関する情報について、秋田県知事が林業事業体名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。

なお、情報については、平成 年 月 日付けで提出した改善計画認定申請書（又は改善措置実施状況報告）と同じ。

（注：認定事業主の場合は、なお書き以降を付記すること）

※別紙様式 1 - 2 及び関係書類を添付

様式 1 - 2

注：認定事業主については、既に提出されている改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている事項と同じならば、その記載を省略できる。

1. 雇用の状況

現状（登録時）

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 ( )	人 ( )			人	%	人	人	人	人

5年後の目標 （うち常用）
人 ( )

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）	ニューグリーンマスター	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された者のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する

様式 1 - 2

者のこと。

注 4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注 5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注 6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注 7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注 8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注 9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

3. 林業機械の保有状況

現状（登録時）

グラブ (台)	プロセッサ (台)	ハーベスタ (台)	フォワーダ (台)	スイングヤード (台)	フェラーハンチャ (台)	スキッド (台)	タローヤード (台)	バケット付グラ ップル (台)	林内作業車 (台)	その他



5年後の目標										

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。

4. 事業量等

実績（事業期間 年 月 日～ 年 月 日）													
	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日							
直営											県  市（町、村）		
請負													
合計													

様式 1 - 2

5年後の目標（事業期間 年 月 日～ 年 月 日）													
	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日							
直営											県  市（町、村）		
請負													
合計													

※ 事業実績の期間は、登録申請をしようする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※ 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※ 素材生産量は丸太材積とすること。

※ 生産性には、直営により実施したものについて記載すること。

※ 造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等保育作業について記載すること。

※ 「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

<p>(1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施主体</p> <p>有して 今後整備</p> <p>・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への 請負により実施する体制 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>(連携相手等の名称： )</p>	<p>(2) 適切な更新</p> <p>取り組ん 今後取り</p> <p>・自己の所有する森林の主伐にあつては、 主伐後の適切な更新の実施 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>・他者の所有する森林の主伐にあつては、 事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
---	--

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。



様式 1 - 2

6. 生産管理の取組

- |                           | 取り組んでいる                  | 今後取り組む                          |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| ・作業日誌の作成・分析による進捗管理・工程の見直し | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・作業システムの改善                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・その他                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| [ ]                       |                          |                                 |

※上記 4 で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組

- |                    | 取り組んでいる                  | 今後取り組む                          |
|--------------------|--------------------------|---------------------------------|
| ・伐採と造林の一貫作業システムの導入 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・コンテナ苗の使用          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・低密度植栽             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・下刈りの省略            | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・その他               | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| [ ]                |                          |                                 |

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 原木の安定供給・流通合理化等の取組

- |                                     | 取り組んでいる                  | 今後取り組む                          |
|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| ・製材工場等需要者との直接的な取引<br>(取引先名 )        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷<br>(取りまとめ機関 ) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・その他                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| [ ]                                 |                          |                                 |

※生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合。該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には現在取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- |                                     | 策定・遵守済                   | 策定・遵守予定                         |
|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| ・経営体独自の行動規範の策定                      | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・所属する業界団体等による行動規範を策定<br>(策定主体： )    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・都道府県、市町村等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体： ) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| ・その他                                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後 ) |
| [ ]                                 |                          |                                 |

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5 年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

様式 1 - 2

10. 雇用管理の改善の取組

取り組ん  
でいる

今後取り  
組む

- ・現場作業員の常用化
- ・現場作業職員に月給制の導入
- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職共済金等への加入
- ・その他

[ ]

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

11. 労働安全対策等の取組

取り組ん  
でいる

今後取り  
組む

- ・リスクアセスメント
- ・防護具等の着用徹底
- ・作業現場の安全巡回
- ・専門家による安全診断・指導
- ・その他

[ ]

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

12. 事業成績評定等の結果

実施事業の成績評定等結果					
区分	国有林 野事業	民有林森林整備関係委託事業			
		受託件数	治山 (保安林)	森林病虫害	県営林・公 社保育
評定件数	件				
最高点	点				
最低点	点	その他			
平均	点	(下請け等)			

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施される「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定等結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

※県営林・公社 保育には作業道開設・改良を含む。

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況等

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

様式 1 - 2

13. 新たな森林管理システムにおいて林業経営を受託する意思の有無

	有	無
・ 林業経営を受託する意思	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式 2 - 1

番 号  
年 月 日

農林水産部長 様

地域振興局長

秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する申請書について（進達）

このことについて、「秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する実施要領」4に基づき提出します。

内容確認書

経営体名	認定事業体	登録申請書	添付書類								備考	
			登記事項証明書	納税証明書	雇用に関する文書様式	社会・労働保険等加入状況確認書類	就業規則写し	直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書	事業実績を確認できる書類	行動規範		その他

様式3

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主
	( )					

注：「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと

1. 雇用の状況

現状（登録時）

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	人			人	%	人	人	人	人
( )	( )								
登録情報の変更時点の状況（ 年 月 日）									

5年後の目標 (うち常用)
人
( )

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

様式3

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）	ニューグリーンマイスター	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会認定された者のこと。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。

注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

3. 林業機械の保有状況

現状（登録時）										
クランプル （台）	プロセッサ （台）	ハーベスタ （台）	フォワーダ （台）	スイングヤータ （台）	フェローバンチャ （台）	スキッド （台）	タローヤータ （台）	バケット付クランプル （台）	林内作業車 （台）	その他
登録情報の変更時点の状況（      年      月      日）										
※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととする。										
5年後の目標										

様式3

4. 事業量等

実績（事業期間 年 月 日～ 年 月 日）													
	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日							
直営											県 市（町、村）		
請負													
合計													
登録情報の変更時点の状況（事業期間 年 月 日）													
直営											県 市（町、村）		
請負													
合計													
5年後の目標（事業期間 年 月 日～ 年 月 日）													
	素材生産						造林事業			左記以外 の林業の 事業量	事業区域	素材生産の請 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林の請負 がある場合 は、主な業者 名を記載
	主伐			間伐			植付 ha	下刈り ha	その他				
	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日	面積 ha	材積 m <sup>3</sup>	生産性 m <sup>3</sup> /人日							
直営											県 市（町、村）		
請負													
合計													

※ 事業実績の期間は、登録申請をしようする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※ 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※ 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。



様式3

- ※ 素材生産量は丸太材積とすること。
- ※ 生産性には、直営により実施したものについて記載すること。
- ※ 造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等保育作業について記載すること。
- ※ 「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

- (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施主体
- |                                  |                          |                          |
|----------------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                                  | 有して                      | 今後整備                     |
| ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制 | いる                       | する                       |
|                                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制          | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (連携相手等の名称：)                      |                          |                          |

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

- (2) 適切な更新
- |  |                          |                          |
|--|--------------------------|--------------------------|
|  | 取り組ん                     | 今後取り                     |
| ・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施            | でいる                      | 組む                       |
|  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

6. 生産管理の取組

- |                           |                          |                                |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------------|
|                           | 取り組ん                     | 今後取り                           |
|                           | でいる                      | 組む                             |
| ・作業日誌の作成・分析による進捗管理・工程の見直し | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後) |
| ・作業システムの改善                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後) |
| ・その他                      |                          |                                |
| [                         |                          | ]                              |

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 原木の安定供給・流通合理化等の取組

- |                       |                          |                                |
|-----------------------|--------------------------|--------------------------------|
|                       | 取り組ん                     | 今後取り                           |
|                       | でいる                      | 組む                             |
| ・製材工場等需要者との直接的な取引     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後) |
| (取引先名)                |                          |                                |
| ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> ( 年後) |
| (取りまとめ機関)             |                          |                                |
| ・その他                  |                          |                                |
| [                     |                          | ]                              |

※生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合。該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

様式3

8. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 [ ]			

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む	
・現場作業員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・現場作業職員に月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・現場作業職員の社会・労働保険、退職共済金等への加入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・その他 [ ]			

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定・ 遵守済	策定・ 遵守予定	
・経営体独自の行動規範の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・所属する業界団体等による行動規範を策定 (策定主体： )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・都道府県、市町村等行政の策定したガイドラインの 遵守(策定主体： )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
・その他 [ ]			

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11. 労働安全対策等の取組	取り組ん でいる	今後取り 組む	
・リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・防護具等の着用徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・その他 [ ]			

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」には、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

12. 事業成績評定等の結果

実施事業の成績評定等結果						
区分	国有林 野事業	民有林森林整備関係委託事業				
			治山 (保安林)	森林病虫害	県営林・公 社保育	市町村 発注
評定件数	件	受託件数				
最高点	点					
最低点	点		その他			
平均	点		(下請け等)			

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施される「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定等結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

※県営林・公社 保育には作業道開設・改良を含む。

13. 新たな森林管理システムにおいて林業経営を受託する意思の有無

・林業経営を受託する意思 有 無

都道府県知事が定める情報
例：地域への貢献（国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等）表彰実績、経営の健全性（FSC 森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO 取得状況、実践体制基礎評価）、指名停止処分等の状況等

注 実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業者について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

様式 4

番 号  
年 月 日

様

秋田県知事

林業経営体名簿への登録通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった林業経営体名簿への登録申請について、  
林業経営体名簿に登録したので通知します。

様式 5 - 1

番 号  
年 月 日

地域振興局長 様

農林水産部長

林業経営体名簿への登録について

このことについて、林業経営体名簿を通知します。

※登録経営体一覧表を添付

林業経営体登録一覧表

年 月 日現在

地域	登録番号	認定事業 体番号	経営体名	代表者氏名	登録年月日	登録期間	備考
						年月日 ~ 年月日	

様式 6

番 号  
年 月 日

秋田県知事 あて

所在地  
名 称  
代表者氏名 印

### 林業経営体名簿の変更届出書

平成 年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、次のとおり変更したいので届け出ます。

#### 記

- 1 変更事項の内容（別添のとおり）
- 2 変更の理由

様式 7

番 号  
年 月 日

秋田県知事 様

地域振興局長

秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する変更届について（進達）

このことについて、「秋田県林業経営体に関する情報の登録・公表に関する実施要領」7（3）に基づき提出します。



様式 8

番 号  
年 月 日

様

秋田県知事

林業経営体名簿の取消通知書

平成 年 月 日付で登録した貴殿の林業経営体名簿は、次の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由